

### 元JR東労組八王子地本委員長代行に対する不当利得返還請求

# 係争中にも1500万円弁済!?

□経過について

法対 NEWS #4でお伝えしました『JR 東労組八王子地本の消えた3000万円の行方!!』の中の、「元組合員 N 氏の不動産購入(奥多摩)1500 万円」ですが、被告である元JR東労組八王子地本委員長代行から、裁判の判決が出ていないにも関わらず、1500万円と年 5 分の損害遅延金を支払うと提案がありました。



**重要!** 不当に組合費を持ち去ったと認めたということでしょうか?

JR東労組が債務として裁判で求めているのは、6300万円なので一部だけでは受け取らないと受け取りませんでした。そこで被告は、債務を弁済したこととする国の手続きの「弁済供託」(\*法務局に供託金を預ければ、弁済したことになる)を利用し、1500万円と損害遅延金を弁済しました。民法 494 条では、有効な弁済供託がされると供託時にその当該債務が消滅するとされています。

イメージ



**重要!**

引き続き、JR東労組は不当に持ち去られた組合費の返還を求めます。裁判で事実を追求し、組合員に明らかにします!

**事実を組合員に伝え、分裂組合の犯罪性を暴こう!**